龍ケ崎地方衛生組合職員の給与に関する規則の臨時特例に関する規則をここに公布する。

令和６年３月６日

龍ケ崎地方衛生組合

管理者　筧　　信太郎

龍ケ崎地方衛生組合規則第２号

龍ケ崎地方衛生組合職員の給与に関する規則の臨時特例に関する規則

龍ケ崎地方衛生組合職員の給与に関する規則（平成５年龍ケ崎地方衛生組合規則第３号）第２条に規定する管理職手当の月額は、令和６年４月１日から令和７年３月３１日までの間、同条の規定に基づく別表第１の規定にかかわらず、同表中「７２，０００円」とあるのは「６４，８００円」と、「５５，０００円」とあるのは「４９，５００円」と、「５３，０００円」とあるのは「４７，７００円」と、「３５，０００円」とあるのは「３１，５００円」と、「３３，０００円」とあるのは「２９，７００円」と、「３８，０００円」とあるのは「３４，２００円」と、「２３，０００円」とあるのは「２０，７００円」とする。

付　則

（施行期日）

１　この規則は、令和６年４月１日から施行する。

（この規則の失効）

２　この規則は、令和７年３月３１日限り、その効力を失う。